

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

令和 7 年 6 月 2 4 日（火）

杉 並 区 議 会

目 次

招状について	3
本会議の日程について	4
本会議の会議録署名議員について	9
その他	9

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

日 時	令和7年6月24日（火） 午後0時59分～午後1時22分	
場 所	第3・4委員会室	
出席理事 （7名）	理 事 脇 坂 たつや 理 事 山 田 耕 平 理 事 中 村 康 弘 理 事 田 中 朝 子	理 事 矢 口 やすゆき 理 事 ひわき 岳 理 事 奥 山 たえこ
欠席理事 （1名）	理 事 安 斉 あきら	
理事以外の 出席議員	議 長 木 梨 もりよし	副 議 長 川原口 宏 之
出席理事者	（なし）	
事務局職員	事 務 局 長 秋 吉 誠 吾 庶 務 係 長 田 口 昌 実 担 当 書 記 橘 川 敦 江	事 務 局 次 長 村 野 貴 弘 議 事 係 長 蓑 輪 悦 男

(午後 0時59分 開会)

脇坂理事 これより議会運営委員会理事会を開会いたします。

なお、安斉理事より本日は欠席との連絡を受けております。

《招状について》

脇坂理事 初めに、招状について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 6月19日の本会議休憩中に開催された議運理事会において、田中ゆうたろう議員に対する懲罰の宣告及び戒告文の朗読について御協議いただき、会期延長の上、本人宛てに議長から招状を発して出席を求め、懲罰の宣告等を行うことで意見がまとまっております。また、同日再開後の本会議において、議長から、議長名で招状を送ると発言がありました。

その後、招状の発出に向けて準備を進める中で、今回の事例では、地方自治法第137条に基づく招状は発出できないことが判明しました。地方自治法第137条の規定では、「正当な理由がなくて会議に欠席したため、議長が、特に招状を発しても、なお故なく出席しない者は、議長において、議会の議決を経て、これに懲罰を科することができる。」となっていますが、田中ゆうたろう議員は自身の懲罰の件が上程されるまでは出席されていることから、議場に入場しなかった部分を捉えて条文の欠席に当たるとは言えず、招状の発出の要件を満たさないこととなります。

なお、全国市議会議長会に確認したところ、同様の見解であり、議長が任意の出席要請文を出すことは考えられるものの、法第137条による招状は発出できないとのことでございました。事務局から誤った説明をしてしまい、大変申し訳ございませんでした。

対応を議長に確認し、招状に記載予定であった内容を任意の出席要請文として田中議員に送付して、6月30日の本会議への出席を求めたいと考えています。

また、30日の本会議冒頭で、法第137条に基づく招状ではなく、招状と同趣旨の出席要請文を送付した旨を報告する予定でございます。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

奥山理事 理解するところです。一つ疑問があるのは、その日、6月30日に本人が来ない、つまり欠席した場合にはどうするかということを想定して準備をしておかなければならないというふうには考えております。ほかの方はどうお考えか分かりませんが、取りあえず。

脇坂理事 次長、ありますか。

事務局次長 そこは、この後の議題で説明させていただこうかなと考えております。

脇坂理事 では、ただいまの説明については、そのような取扱いとなるということโดย
しくお願いいたします。

《本会議の日程について》

脇坂理事 次に、本会議の日程について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 6月19日2回目の議会運営委員会でもお伝えしましたが、改めて本会議の日程について確認させていただきます。

6月30日最終日、午後1時から本会議を開会。日程は、田中ゆうたろう議員に出席要請文を送付した旨の報告。6月19日に議決した懲罰の件について、懲罰の宣告及び戒告文の朗読。閉会中の継続審査、継続調査。

なお、当日、田中議員が欠席された場合、6月30日は会期延長後の最終日に当たりますが、本人不在のまま懲罰の宣告等を行うか否か、御意見を伺いたいと思います。

説明は以上でございます。

脇坂理事 では、ただいまの説明については御意見ございますでしょうか。

山田理事 今回、戒告の宣告に出席しなかったことで会期が延長されているというところなんですけれども、欠席した場合、不在で宣告するというのも一つの手だとは思いますが、本来であれば、やはり会期を延ばしている以上、田中議員に出席していただきたいというところで、任意といえども、議長からの要請が出るということです。来なかったら来なかったというところで改めて理事会を開くなどして、もう1回どうするか、検討する必要があるのかなと考えています。

以上です。

奥山理事 私も今の山田理事のお考えと同様です。

中村理事 ただ、この件、前回から話し合っていて、別にこれは議決マターでもないですし、多数決で決める話でもない。基本的には議長にお任せするという事なんですけれども、私としては、1回会期延長していますし、会期延長の最終日でもあるので、ある意味どこかで決着つけなきゃいけないということで、本人不在のまま戒告するという事でいいんじゃないかと思います。

ひわき理事 前回来なかったときにも理事会を開いて、そのとき、どうするかという話を議論したと思うので、同じ段取りを取るべきではないかなと。山田理事と同じ考えです。

田中（朝）理事 私も、前回来なかったということで休憩して理事会を開いて、どうしようかということを決めたので、今回も、最終的に議長がいなくても読むことになったと

しても、一応、それをそうするというをみんなで話し合っただけで決める場は必要ではないかと思います。

中村理事 今話し合っているのは、来なかった場合を想定してどうするかという話なので、その場で、やっぱり来なかったですね、じゃ、話し合ひましょうじゃなくて、今の段階である程度段取りは決めておいていいんじゃないかと思います。

矢口理事 前回もお伝えしましたが、私たちの会派としては、この懲罰に反対している立場ではありますが、議会の運営に関しては、理事会の方向で決まったものに従っていきたいなと思います。個人的には中村理事がおっしゃったように、いない場合の決議の内容も、いなかったから30日にやるんじゃないかと、今日、この場である程度方向性を見ていったほうがいいのかなというふうには思います。

中村理事 前回の本会議のときもそうだったんですけども、全議員が来られて、それで時間が見えないエンドレスの休憩で、その間、ずっと報告もなくということもありますので、前回と同じようなやり方というよりは、仮に休憩するにしても、多くの議員の方々もいらっしゃるので、時間を最小限にできる、ある程度方向性というのは今のうちに決めておくべきじゃないかなというふうには思います。

山田理事 ちょっと考え方だけお聞きしたいんですけども、例えば6月30日に欠席した場合は懲罰対象になるのかどうか。その点を確認したいと思います。

事務局次長 欠席理由にもよるのかなと思います。欠席の場合は欠席届が出されると思いますので、正当な理由であれば懲罰の対象にはならないのかなというふうに考えております。

山田理事 分かりました。一定、彼の意思は示されているというところで、会期を延長したとしても来ない、幾ら延長しても来ないということは想定されている状況だとは思いますが、今の理事会としての合意というか、求めていることは、やはり本人が出席をしてしっかりと戒告を受けてほしいというところですので、私としては、まずはその段階を経て、本当に来なかったときには、そこで閉会するのか。それについても、速やかにこの理事会で判断できるのかなというふうには考えているところです。

以上です。

奥山理事 6月19日の会期延長する前の話で、議長が招状を発しようと思いますというふうな御発言があったかと思います。そういう意味では、6月30日に欠席ということがあれば、今度は正しくその137条に基づいた招状を発すべきだと私は思います。そうやって、きちんと形をつけるべきだと思います。1週間ぐらい、また会期延長になるかもしれませんが、その手続をして、それからどうするかということも、また想定して準備し

ておいたほうがよろしいかもしれません。形は整えるべきだと思います。

田中（朝）理事 今回の奥山理事の御意見の中で、今回、30日に来なかったら招状を発する条件には合致するということですが、それはまるで何もなく欠席した場合だけということでしょうか。

事務局次長 正当な理由がなく欠席した場合ということですので、欠席届が出されて正当な理由があれば当てはまらないのかなというふうに考えております。

田中（朝）理事 私としては、これ以上、いたずらに会期延長するのも、もういかがなものかというのは思います。ただ、30日に戒告をまた拒否されたときは、1分でも2分でも理事会を開いて、やっぱり今日は議長の読み上げで終わらしましょうというふうに話すべきじゃないかなと思います。そこで長い時間かける必要は全くないと思います。

だから、さっき中村理事がおっしゃったみたいに、今日、大体方向性は決めておいたほうがいいんじゃないかというのは本当にそうで、ただ、やっぱり省略するのはあまりよくないかなと思います。前回来なかったことで休憩して理事会を開いたので、今回もぶっちゃけて言えば、その後のことを議長が読むと。ここで何となく決めておいても、一応、それをそうしましょうという場は必要かなというのは思います。5分ぐらいの休憩で済むんじゃないかなと。

脇坂理事 例えばですけれども、13時の本会議開会の直前に理事会を開くという形でも、それは皆さんの御理解はいただけますか。田中ゆうたろう議員がもう既に欠席届を出していることが分かっている、12時半から理事会を開くということであれば、そもそも休憩を挟むことはなくということとは可能かと思います。

田中（朝）理事 事前に分かっていたらね。

脇坂理事 分かっていたらということでございます。

田中（朝）理事 それはいいと思います。

脇坂理事 では、今、事務局とも一つ確認しておきますけれども、当日の欠席届が出てくるようなことがあれば、速やかに私のほうに御連絡をお願いしたいと思います。その中身を確認した上で、必要があれば直ちに理事会を開催するという事で、目安は午後12時30分、45分でもいいか、ちょっと分からないですけれども、そういった形で開催することを視野に入れておきますので、各理事の皆さんには恐れ入りますが、それまでには区役所のほうにお越しをいただけるとありがたいと思います。

では、それ以外の件で。

山田理事 例えば30日に冒頭だけ出席をして、戒告文読み上げのときにまた退席をした場合は、それは結局、招状の対象にはならないんですよね。

事務局次長 少しでも出れば欠席にはなりませんので、対象にはならないと思っています。

山田理事 先ほどの話なんですけれども、招状を出して延ばしていくということ自体は、彼に出席の意思がない以上、ただひたすらに延びていくことになりかねないなということとは1点問題があるなというふうに思っているところです。

以上です。

脇坂理事 ちなみに私からも1点確認したいんですけれども、招状を出すということは、1日欠席したことだけでも出せるというのが法的な見解ということでしょうか。

事務局次長 何日欠席で出すかは御判断になると思いますけれども、正当な理由がなく欠席した場合というのが要件になろうかと考えております。

脇坂理事 では、ほかにありますか。

奥山理事 では、欠席届が出なかったとすると、それは正当な要件には足らないという読みになりますか。ということが1つと、例えば欠席届の中に体調不良とか何か書いてあればいいんですか。その2つ、どうでしょうか。

議事係長 御本人、当日何も連絡なく来られないというところなんですけれども、そうならないように、事前にまず任意の出席要請書を出して、その到着を確認した上で欠席であれば、欠席届を事前に出してくださいというところは事務的に伝えたいなとは思っています。その欠席届がどういった理由なのかというところなんですけれども、解説では、体調不良、あるいは、何かしらの事故的なものと正当な理由には当たるであろうと。ちょっとどういう理由になるか分かりませんが、何かしら正当な理由とはみなせないんじゃないかということになりましたら、137条の規定のほうに当たるのではないかと。ちょっと、まだ具体的なことは申し上げられませんが、そういう可能性はあるかと思います。

以上です。

奥山理事 やや細かい手続に入りますけれども、その郵便の送り方法なんです、書留か何かで出すのか、配達証明か分かりませんが、本人が不在であれば渡すことができないのではないかと思います。そういうときには郵便屋さんは、届けましたけれども、いらっしゃらなかったのでもペケペケでお預かりしておりますというふうな通知を入れていくと思うんですが、そういった郵便の事情でもって、例えばその間、ずっとどなたもいらっしゃらなければ、それから、本人以外の人が受け取っているのかどうかということもありますけれども、そういったことで届かない、本人に届けることができなかった事態も予想できるのではないのでしょうか。

議事係長 一応、発送方法としては、まず簡易書留であることと、あと速達、両方で本人宛てにお送りする予定です。届いたかなというタイミングで、電話等で御本人に確認を取ろうと予定しております。

以上です。

奥山理事 となると、御本人がいなければ、もしくは御家族がいたとしても、これは宛名が本人だから私は受け取れませんということでできないということも可能だと思うんですが、つまり郵便が本人に届かないという事態が十分想定できると思います。

ちょっと話は変わって、例えば訴状などを送るときの特別送達などについては、本人がそうやって受け取れない場合には公示送達といったような方法もありますけれども、多分、今回の件では、そういう根拠はないと思うので、郵便が本人に届かないということも十分予想しておかなければならないと思いますが、どうでしょう。

議事係長 なかなかそこまでちょっと想定はしてなかったんですけども、今、通常やれる範囲で御本人に確実に届くようにしたいなというのと、あと直接連絡のやり取りは、今のところは、御本人と事務局の間で取れている状況ですので、そこで確認をしていきたいなと、そう考えております。

以上です。

脇坂理事 ほかに何かございますでしょうか。

山田理事 先ほど来のお話のとおりで、本会議が始まる30分ぐらい前に田中議員の出席に関する何かしらの情報が入った場合は理事会を開いていただくといった方向でいいと思うんですけども、彼の動きによっては、やはり不測の事態ではないですが、例えば、先ほども述べましたが本会議場に冒頭だけ来てすぐいなくなってしまったとか、そういうようなことが発生した場合はやはり暫時休憩という形で、短時間でもいいので、この理事会を開いて、どう対処するかという方向性は話し合ったほうがいいのかなというふうに考えています。

ただ、それによって会期が非常に延びたり、会期延長するということについては、私としては慎重に判断したほうがいいというふうに考えています。何かしらの結論を出すにしても、議長一任という形ではなくて、理事会として検討した上で、やはり議長にも判断していただいたほうがいいかなというふうに考えているところです。

以上です。

脇坂理事 ほかはよろしいでしょうか。――では、最終的に本会議場でどういった形になるかというのは議長の判断になってくるかと思いますが、今の理事会で山田理事から話もございましたので、そういった予期せぬことにつきましては、また別途対

応すること、協議することは致し方ないことかというふうに思っておりますので、その際には御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

議長、よろしいでしょうか。

議長 はい。

《本会議の会議録署名議員について》

脇坂理事 それでは、次に、本会議の会議録署名議員について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 追加する6月30日月曜本会議の会議録署名議員は、17番横田政直議員、29番小林ゆみ議員。

以上でございます。

脇坂理事 この件についてはよろしくお願いいたします。

《その他》

脇坂理事 次に、その他について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 今週の会議予定について、事前に理事の皆さんにお伝えした内容から変更が生じたため、経緯について御報告をさせていただきます。

6月19日の本会議で生じた事案について、21日付で議長宛てに懲罰動議が提出されました。速やかに会議に付す必要があるため、30日最終日本会議での懲罰動議上程、委員会の設置及び付託に向けて協議する必要があると、会議予定をお伝えしたところでございます。その後、23日に懲罰動議発議者から議長宛てに動議撤回請求書が提出されたため、委員会設置等に向けた協議が不要となったものでございます。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。――では、この件についてはよろしくお願いいたします。

日程は以上ですが、ほかに何かございますか。

山田理事 席上に配付しているんですけども、6月19日の本会議場での田中ゆうたろう議員の弁明中の言動に対して警告決議を発出したいというふうに考えておりますので、その案文を皆さんに御配付しているところです。

内容としては、田中議員が弁明時において、懲罰特別委員会、また正副委員長、区長、理事者、個別会派、個別議員、さらには議会全体に対する無礼な言葉を繰り返し発言したと。個人に対する侮辱発言、人権侵害発言も含まれており、議会の規律を著しくゆが

めるというところで、品位がない発言だというところでの警告決議案となっています。

これについては、やはりこの理事会という場ですので全会一致ということになります
が、ぜひ皆さんにも御賛同いただきたいというふうに考えているところです。

以上です。

脇坂理事 それでは、この件につきまして、御意見ある理事の方はお願いいたします。

矢口理事 今回、警告決議案が出されましたけれども、そもそも懲罰動議で戒告が決議
されている、杉並区議会でも初めてとなる一番重い決議がされている中で、それより軽い
警告決議はどうなのかなというふうに思いますので、私どもとしては、こちらは反対と
させていただきます。

脇坂理事 今、矢口理事より、この警告決議に乗れないということの発言がございました
けれども、実際問題といたしまして、今、理事会としては、こういった類いのものは全
会一致で進めているところがありますので、山田理事、その状況を御理解いただいた上
で、この警告決議については進められないということで御理解いただきたいと思います。

では、日程は以上ですけれども、ほかに何かございますか。——なければ議会運営委
員会理事会を閉会いたします。

(午後 1時22分 閉会)